

若者定住促進・地域経済活性化補助金をご利用ください

▼問い合わせ 田園都市推進課 ☎73・3011

40歳未満の若者世帯住宅取得を応援します

若者の定住を進めるとともに、地域経済の活性化を目的に、40歳未満の若者世帯を対象に、住宅の取得に対して補助金を交付します。

対象

- ・交付申請日に40歳未満の人
- ・交付後5年以上継続して補助対象住宅に居住すること
- ・市税を滞納していない人

対象住宅

- ・平成23年4月1日から平成26年3月31日までに市内に新築または購入した住宅で、建物の権利に関する登記日から3ヶ月以内のもの
- ・市内業者が建築し、または市内業者から購入したもの
- ・居住することを目的とした玄関、居室、便所、台所および風呂を備えたもの
- ・店舗併用住宅の場合は、居住部分の面積のみ補助対象とする

補助額

- ・取得に要した費用が1500万円以上の場合には100万円

おめでとーなっています

9月9日、香川県消防操法大会が行われ、三豊市消防団豊中方面隊が優勝し、香川県知事から表彰状が授与されました。

国民年金保険料の納付期間が延長されます

未払いの国民年金保険料を遡って納められる期間が、10月1日から平成27年9月30日までの3年間に限り、過去10年分まで遡って納められるようになりました。

過去3年度以前に遡って保険料を納付するとき、加算金がかかります。

(注) 老齢基礎年金を受給している人は、対象となりません。

また毎月の国民年金保険料の納付は、原則として翌月末日までと定められています。納期限までに納めない場合、障害基礎年金や遺族基礎年金が受給できないことがありますので、滞納のないようお願いいたします。

▼問い合わせ 市民課 ☎73・3005
善通寺年金事務所 ☎0877(62)1660

社会保険労務士による年金相談

相談料は無料で、申請等の手続きもできます。

日時 10月10日(水) 午前10時～午後3時

場所 三豊市役所西館

持参物 年金手帳、年金証書などのほか、相談者本人であることが確認できるもの。

※代理の人が来る場合は、委任状および依頼を受けた本人であることが確認できるものが必要。

▼問い合わせ

街角の年金相談センター高松(オフィス)
☎087(811)6020

・取得に要した費用が1500万円未満の場合は取得金額の20分の1

空き家バンクもご利用ください

「空き家バンク制度」とは、市内にある空き家の情報をお知らせし、有効活用することにより、市内への移住・定住を希望する人を応援する制度です。

空き家情報を募集して、市専用ポータルサイト「みとよ暮らし手帳」において物件情報を紹介しています。空き家をお持ちの人、空き家を探している人はお気軽にお問合せください。

また空き家バンクの登録物件に入居した40歳未満の若者世帯を対象に、リフォーム補助制度もありますので、ご利用ください。



国民年金基金とは

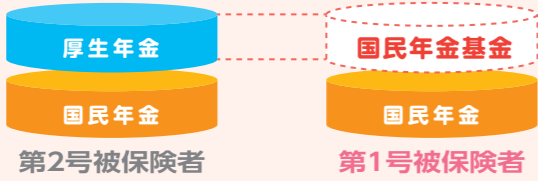
自営業やフリーで働く国民年金第1号被保険者が、国民年金の「上乘せ」年金として加入できる公的な年金で、平成3年から始まりました。

掛金は、収入やライフプランに合わせて自分で決められます。また、「納めた掛金が自分の年金になる積立方式」というシンプルなくみも特徴です。加入できる人は、20歳から60歳までの国民年金第1号被保険者です。ただし、国民年金の保険料を免除している人、農業者年金に加入している人は、加入できません。

国民年金基金はなぜ必要

会社勤めの人は国民年金と厚生年金に加入していますが、自営業やフリーで働く人は国民年金にだけ加入しています。それによって将来受け取る年金に「差」が出ます。自営業やフリーで働く人は、足りない分を自分たちで用意しなければなりません。

国民年金基金は、この「差」を解消するためにできた制度で、民間の個人年金や貯蓄にはない「公的」な制度ならではのさまざまなメリットがあります。



▶問い合わせ 市民課 ☎73・3005
県国民年金基金 ☎0120-65-4192

国民年金基金 知っていますか

国民年金基金の5つのメリット

- ・65歳から受け取れる終身年金で、生涯安心です。掛金もお得です。
- ・若い人ほど掛金が安く、ずっと変わります。
- ・自分だけの年金プランを設定。加入後に口数の増減もできます。
- ・万が一のときは家族に一時金が出ます。
- ・社会保険料控除の対象となり、所得税や住民税が軽減されます。

国民年金の保険料納付もお忘れなく

国民年金の保険料が未納となった場合、その未納となった期間については基金の掛金を納付していたとしても、年金または遺族一時金は支給されません。

国民年金基金相談所を開設

国民年金基金について年金相談を行います。お気軽にご相談ください。

- 日時 10月5日(金) 午前10時～午後4時
- 場所 詫間福祉センター
- 日時 10月9日(火) 午前10時～午後4時
- 場所 三豊市役所西館
- 相談員 いずれも県国民年金基金職員

困ったら1人で悩まず行政相談へ

秋の行政相談週間 10月15日(月)～21日(日)



まちの行政相談委員 (敬称略)

高瀬町	齋藤 通仁
山本町	森川 元一
三野町	森 登
豊中町	矢野 保雄
詫間町	若宮 晴芳
浪越	利久
近藤雅広	
財田町	

国の仕事やサービスなどについて、「苦情を申し出たが、説明や対応に納得できない」など、苦情や意見・要望をお持ちの人は、お気軽にご相談ください。

総務大臣から委嘱された行政相談委員が、皆さんからの苦情などをお聞きし、解決の促進や、行政運営の改善を図っています。

相談は無料で、秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

(今月の行政相談は31ページをご覧ください)

訂正とお詫び

広報みとよ9月号11ページの「外部評価委員会評価結果」の記載内容に一部訂正がありました。訂正してお詫びします。

評価区分	評価結果	
	誤	正
縮小	6	4
見直し	10	12
民間活力拡大・市民等との協働	2	3
現行どおり	16	15

問い合わせ

四国行政評価支局 ☎087(831)3103